

税務キャッチ・アップ

所得税・法人税・消費税関係

有限責任事業組合の届出等

1 はじめに

有限責任事業組合契約に関する法律(以下「有責法」という)に基づき有限責任事業組合(以下「有責組合」という)を設立し事業を営んでいる場合において、組合事業に係る利益額又は損失額は分配割合に応じた金額とされ(所基通36・37共-19)、利益金額又は損失金額は、各組合員に直接帰属すること(法基通14-1-1)となる。また、共同事業に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等については、構成員が、持分割合等に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったことになる(消基通1-3-1)。すなわち、有責組合は構成員課税となり、有責組合自体の納税申告は必要ないこととなるが、運営する上で必要と考えられる届出等について確認する。

2 設立時

民法第33条第1項において「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」とされている。例えば、会社法第3条に「会社は、法人とする。」とあるが、有責法にはこのような規定はない。一方、法別表第3(協同組合等の表(第2条関係))には、根拠法による法人である協同組合等が掲げられているが、同表には有責組合は掲げられていない。また、民法第667条の規定

による組合は人格のない社団等に含まれない(法法2八、法基通1-1-1)ことから、民法組合の特例と位置づけられる有責組合は人格のない社団等には該当しないと考えられる。よって、有責組合を設立しても法人設立届出書(法法148)、収益事業開始届出書(法法150)の提出は不要である。しかし、下記3のように源泉徴収義務者になる場合が想定され法人ではないものの有限責任事業組合契約書を添付し法人設立届出書を提出すればスムーズに実務を行うことができる。

3 源泉徴収義務者になる場合

有責組合が従業員を雇用し給与を支払う場合には給与支払事務所等の開設届出書の提出が必要となり(所法230)、源泉所得税の納期の特例の規定の適用を受けようとするときは源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出が必要となる(所法216、217)。この場合において、有責組合はその年の源泉徴収票を作成し、その年の翌年1月31日までに、給与の支払いを受ける者及び税務署長に提出しなければならない(所法226)。

4 組合員所得計算書

有責法第29条(会計帳簿の作成及び保存)第3項に規定する組合員(下記5において「帳簿作成組合員」これにならうとい

う)は、各組合員に生ずる利益の額又は損失の額について、有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書を、計算期間(有責組合の事業年度)の終了の日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない(所法227の2)。

5 適格請求書の交付

平成35年(2023年)10月1日から適格請求書の保存による仕入れに係る消費税額の控除が導入される(新消法30)。有責組合は消費税の課税事業者とならないため、適格請求書を交付することができない。また、組合員であっても組合事業に係る適格請求書を交付することはできない。しかし、組合員の全てが適格請求書発行事業者でその旨を記載した届出書を帳簿作成組合員が納税地の所轄税務署長に提出したときは、提出日以後は、適格請求書を交付することができる(新消法57の6)。

6 おわりに

有責組合は、法人でない組織であり通常の法人の届出等と異なるため、普通法人と同様であるというような誤解をしないようにすることが肝要である。また、上記4の計算書については、事業年度終了日が年末に近いとスケジュール管理が大切となる。

(右山研究グループ
税理士 菅井 泰辰)